

事務連絡  
令和4年9月15日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

生活衛生関係事業者への支援に関する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）の活用について

令和4年9月9日の「第4回物価・賃金・生活総合対策本部」において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）が創設されることとされ、『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について』（令和4年9月9日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）（別添1）が発出されました。

同事務連絡において、本交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組に、より重点的・効果的に活用することとされており、推奨事業メニューが提示されたところです。

公衆浴場業、クリーニング業、飲食業、理容業、美容業、旅館業等の生活衛生関係事業者（※）については、大半が経営基盤の脆弱な中小零細事業者であり、新型コロナウイルス感染症の影響が回復しきらない中、電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受け、生活衛生関係事業者の経営状況は厳しいものと考えられます。

※ 生活衛生関係事業者は、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業等

各都道府県等におかれては、すでに一部の地方公共団体で実施されている活用事例（別添2）も参考にして、生活衛生関係事業者への支援のため、本交付金を積極的にご活用いただきますようご検討をお願いいたします。

なお、本交付金の推奨事業メニューにおいて、「③消費下支え等を通じた生活者支援」、「⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」、「⑦中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援」、「⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援」等が掲げられています。

## 取組内容（活用事例）

利用者が大きく落ち込んでいる生活衛生業の需要を喚起し、利用促進を図ることを目的とした「プレミアム生活衛生クーポン」を販売。1セット額面5,000円（500円×10枚）のクーポン券を2,500円で販売。県下全域の理容、美容、クリーニング及び公衆浴場（銭湯）の店舗のうち、新型コロナウイルス感染拡大予防「ガイドライン実践店ステッカー」を掲示した店舗にて利用可能。

感染防止対策の徹底と県内飲食店の利用促進を図るキャンペーンを実施。第三者認証制度を取得した認証飲食店において次回以降の来店時に利用できるクーポンを配布し、認証飲食店を利用した方に県産品をプレゼント。

市内の取扱店舗等で利用可能なクーポン券を市内の全世帯に発行・配布し、市民の生活を支援し消費の後押しをすることにより、市内事業所の積極的な活用を促し、新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済の低迷緩和を図る。市内取扱店舗等においてキャッシュレス決済による支払をした方を対象にポイントを還元することにより、キャッシュレス手段を使った消費喚起を促し、市内事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化の推進、市内経済の循環、市内事業者の生産性向上を図る。

コロナ禍からの経済回復期において、原油、原材料価格高騰による影響を緩和するため、生活衛生事業者のうち、経費に占める燃料費の割合が高く、原油価格高騰の影響の大きい一般公衆浴場及びクリーニング所（取次店除く）に対し、支援金を支給し、その事業継続を支援。

（支給額）

- ・一般公衆浴場：1店舗につき10万円
- ・クリーニング所（取次店除く）：1店舗につき5万円

公衆浴場に対し、燃料費（重油・灯油・都市ガス・LPガス）及び電気代に対する補助を実施。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げの減少が認められる町内の事業者の事業継続を支えることを目的として、事業全般に広く使える支援金を支給。

公衆浴場業、理容業、美容業、クリーニング業に対し、照明設備、冷暖房設備、洗濯機、乾燥機等の省エネ効果がある設備に対する一部補助を実施。

市内の旅館・ホテルの宿泊者に対し、市内の旅館・ホテルや飲食店・小売店等で利用できる観光応援券を交付。